第2章

安心・安全・快適で便利なまちをつくる

- I 安心で安全な住環境をつくる
- II 快適な住環境をつくる
- Ⅲ 利便性の高い住環境をつくる

第2章 安心・安全・快適で便利なまちをつくる

I 安心で安全な住環境をつくる

1 防災・危機管理対策の推進

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

防災対策として、避難所の選定が課題となっています。現在市内の学校や公民館などの公 共施設を中心に災害時の避難所として指定しておりますが、耐震化ができていない施設や、 土砂災害の危険区域に入っている施設などもあり、震災時や水害時、土砂災害時など個別に 分けた避難所の選定が必要となっています。

また、自主防災組織結成率は96.4%と高いものとなりましたが、一部の組織では組織結成後、高齢化や人が集まらないなどの理由から活動が停滞しており、また、未結成地区においても、団地や新興住宅地などは地域としてのコミュニティやまとまりが希薄であり、自主防災組織結成までに至らないなどの課題があります。

【施策の基本】

美馬市地域防災計画及び美馬市水防計画に基づき、計画的・系統的に災害対策を推進します。

【施策の内容】

- 1. 防災対策の充実
- ●友好姉妹都市など交流のある県外の自治体や建設事業者、宿泊施設などの事業者と災害 時の協定を締結し、災害発生時の連携強化や迅速な対応を図ります。
- ●地震災害、風水害など個別災害に分けた避難施設の選定と避難所となりうる施設が他にないか検討します。併せて、近い将来に発生することが危惧されている東海・東南海・南海地震を想定した「地震ハザードマップ」を作成し、市民に対し周知の上、防災意識の高揚を推進していきます。

●大規模地震が発生した場合は、多くの市民が避難所生活を余儀なくされます。避難所で どのような物資がどのくらい必要なのか、どういった点に注意しなければならないのか、 またどういったことを行わなければならないのかなどを記した「避難所運営マニュアル」 を作成します。

2. 地域防災対策の充実

- ●地域防災計画や職員初動マニュアルを、わかりやすく、実用的なものに順次改訂していきます。
- ●自主防災組織の設立・育成を推進するとともに、ネットワーク化を促進します。



洲本市との災害時における相互応援に関する協定書調印式



自主防災組織活動(防災マップの作成)

(2) 危機管理体制の強化

【現状と課題】

平成 2 1 年に新型インフルエンザが全国にまん延し、本市においても多くの市民が新型インフルエンザに感染し、学級閉鎖や学年閉鎖が相次ぎましたが、幸いにも弱毒性であったため死者は出ませんでした。

しかしながら、A/H5N1高病原性鳥インフルエンザなどに代表される強毒性ウイルスが人へ感染、また人から人へ感染する事態に至った場合、多くの被害が想定されます。このような健康危機事象については、広報やマスクの備蓄などは行っていいますが、対応に限界があるのが現状です。

また新型インフルエンザに限らず、大規模テロ、大地震など予期せぬ出来事の発生により、 職員自身や公共施設が被害を受けた場合のBCP※(事業継続計画)が未作成であり、限られ た人員でいかに最低限の業務を継続していくか、目標復旧時間内にいかに業務を再開するか、 またシステムのバックアップをどうするかなどの体制整備を確立する必要があります。

【施策の基本】

BCP(事業継続計画)の作成やJ-ALERT※(全国瞬時警報システム)を整備し、非常事態の時のための準備を進めます。

【施策の内容】

- 1. 危機管理体制の整備
- ●新型インフルエンザ対応マニュアルをより実用的なものに順次改訂し、周知します。これにより関係機関とのさらなる連携強化を図っていきます。
- ●予期せぬ災害などに対応するためのBCP (事業継続計画)の作成を推進していきます。 止めてはならない業務の優先順位を決め、それに応じた計画の作成を進めます。

2. 情報伝達体制の整備

● J - A L E R T (全国瞬時警報システム)を整備するとともに、システムの周知、J - A L E R T 活用した防災訓練を実施します。

[※]BCP: Business Continuity Plan(事業継続計画)の略で、災害や事故などの予期せぬ非常事態時に優先して行なう業務、縮小・休止する業務を選定し、中核となる事業(業務)の継続や早期復旧を可能とするための計画。

[※] J-ALERT:全国瞬時警報システムの通称。津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星(地域衛星通信ネットワーク)を用いて国から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することができる。国による情報覚知から住民への伝達まで、時間的な口スを最小限にすることができるシステムのこと。

2 消防対策の推進

(1) 消防体制の強化

【現状と課題】

火災、事故をはじめ災害の形態は多種多様化しており、今後発生が予想される東海・東南海・南海地震への対応、高齢化の進展などに伴い消防需要はますます増大すると考えられますが、人口減少や高齢化、地域の連帯意識の希薄化などにより消防団員数が減少傾向にあります。

消防団は火災時の初動対応や防火防災の啓発活動など、重要な役割を担っており、今後、 消防団の体制強化や市民と行政が連携した消防防災体制の一層の充実を図るなど、地域防災 力の強化が求められています。

また、防火水槽や消火栓等の消防水利施設の老朽化が懸念されるため、今後計画的に整備を図る必要があります。

一方、救急車の出動件数は年々増加し、救急サービスに対するニーズは高度化しているため、今後も、救急救命士の育成はもとより、救急救助資機材の充実を図る必要があります。

【施策の基本】

地域と連携した消防体制および救急体制を強化するとともに、高齢者世帯などへの防火意識の啓発や災害時の救助体制の強化を図ります。

【施策の内容】

- 1. 消防体制の強化
- ●消防・救助用車両および資機材・消防施設(防火水槽等)の整備に努めます。
- ●住宅用火災警報器の普及促進に努めます。
- ●地域での各種訓練指導を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、地域の防災意識の高揚を図ります。
- ●消防団員の確保に努め、地域防災力の強化に努めます。
- 2. 防火意識の普及促進
 - ●市民への火災予防啓発活動や高齢者世帯への啓発を推進します。
- 3. 救急・救助体制の充実
 - ●救急救助資機材などの充実や救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との連携・協力体制の強化を推進します。

3 交通安全・防犯対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年の市域の交通情勢は、高速道路を利用した県外からの流入車両の急増や高齢化の進展、 免許人口や生活形態の多様化に伴う夜間交通量の増加等から、交通事故発生の要因がますま す増大することが予想されます。

このような情勢の下、今後も交通死亡事故の抑止を最重点に、警察署、交通安全母の会、 高齢者交通安全推進員協議会、地域交通安全活動推進委員協議会、交通安全教育推進協議会 等の交通関係団体と協力のうえ、総合的な交通事故防止対策を推進していく必要があります。

【施策の基本】

地域、家庭、職場、学校などで交通安全推進活動を展開し、交通事故が発生しない、発生させない環境づくりに取り組みます。

【施策の内容】

1. 交通安全推進活動の促進

- ●高齢者や子どもの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室の開催や交通安全に関する情報提供を行います。
- ●運転者の交通マナーの向上を図るため、交通安全教育やイベント、キャンペーン活動に 取り組みます。

2. 交通安全環境の整備

- ●良好な道路交通環境をつくるため、交通安全施設(ガードレール・カーブミラー等)の 整備を計画的に進めます。
- ●道路交通の状況を把握し、交通体系の整備や適正な交通規制を実施します。



交通安全パレード

(2) 防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、全国的に治安状況が悪化しており、その現状は本県においても例外でなく、県内の 犯罪発生件数は、平成 10年の明石海峡大橋開通以降、増加の一途をたどり、平成 17年、 18年と2年続けて1万件を下回ったものの、依然として高い犯罪発生数値を示しています。 本市においては、車上ねらい、乗物盗などの街頭犯罪や空き巣ねらいなどの住宅への侵入 犯罪など、市民生活にとって身近な犯罪、女性や高齢者など弱者を狙った犯罪や匿名性の高 い携帯電話やインターネットを悪用した新しい手口の犯罪が増加しており、市民が日常生活 の中で、何らかの犯罪に巻き込まれる危険性が高まっています。

これらは、少人数世帯、高齢者世帯の増加等家族構成の変化、アパート、マンションの増加等居住環境の変化、24時間営業の深夜小売店舗、郊外型大規模小売店舗の増加等社会環境の変化、携帯電話、インターネットの急激な普及による高度情報通信ネットワーク社会の進行、現金自動預払機(ATM機)や自動販売機の増加、インターネット取引の普及等商取引の変化、明石海峡大橋や高速自動車道路網が整備されたことによる京阪神や近隣都市との交流の活発化などが複雑に絡み合って犯罪を増加させる背景になっていると考えられます。

このようなことから、市民一人ひとりの自らの安全は自ら守るという自主防犯意識の高揚、 地域における自主防犯活動、県・市・市民・事業者の連携と推進体制の整備、高度情報通信 ネットワークによる被害防止措置、犯罪の防止に配慮した環境の整備が必要となっています。

【施策の基本】

あらゆる犯罪から市民を守り、市内から犯罪をなくすため、警察署等と連携した取り組み を進めます。

【施策の内容】

1. 防犯対策の充実

- ●青少年を取り巻く犯罪の防止・撲滅に向けて、警察署、教育委員会、青少年育成センター、 地域の安全を守る会などとの連携・協力により、積極的な啓発活動や見守り活動に取り 組みます。
- ●市民、地域での防犯意識の向上、防犯対策を促すため、犯罪の発生状況等の広報を行う とともに、防犯灯の設置などを進めます。

2 暴力排除対策の推進

●暴力団関係犯罪の防止のため、犯罪の内容等についての広報を行うとともに、警察署や 関係団体と連携した防止対策を図ります。

4 消費生活の向上

(1) 消費生活対策の推進

【現状と課題】

経済成長に伴う流通の変化や情報化の進展は、本市においても市民生活を豊かで快適なものとし、消費者は多様な選択肢を有するようになりました。しかし、その反面、全国で発生する食品やサービスの信頼性の低下、架空請求や不当請求、訪問販売における詐欺行為などの被害に市民が遭われた案件も発生しています。

本市では平成 2 2 年 4 月に、消費生活センターを開設し、市民の消費生活におけるトラブルを早期に発見し被害の回復を図るとともに、その後の被害発生を未然に防ぐことで市民の安全と安心を確保するための相談業務に取り組んでいますが、今後はさらに、消費者自身が悪徳商法等の被害を防ぐための知識や自主的な判断を身につけ、自立するための啓発活動を図っていく必要があります。

【施策の基本】

消費生活センターの取り組みを強化し、市民の消費生活におけるトラブルに対する相談機能の充実を図ります。

【施策の内容】

1. 相談機関の充実

- ●研修、関係機関との協力により相談員の資質向上に努めていきます。
- ●市広報紙による広報、音声告知端末の活用に加え、市内のCATVの活用、全戸配布パンフレットの作成、出前講座への対応、啓発用資料の計画的な整備などを進めていきます。
- ●消費者被害に関する情報を効率的に整理、管理するとともに、全国の事例検索を通じて、 寄せられた相談やトラブルに迅速に対処するため、PIO-NET※(全国消費生活情報 ネットワーク・システム)の整備を国、県に求めていきます。

2. 市各部局、関係機関との連携強化

●消費者トラブルにおける被害の回復、多重債務からの生活の再建を円滑に支援していく ため、関係機関との協議を進め、消費生活センターの取り組みに反映していきます。

[※]PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム): 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムのこと。